平成２８年（フ）第１４６号
東京都港区三田３丁目７番13　ハイライフ三田408号
債務者　佐藤　勝彦
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８７号
北海道恵庭市黄金北２丁目10番地19
債務者　岡本　千秋
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４６号
静岡県浜松市中区中島３丁目24番33号
債務者　松下　博史
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安間　俊樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
宮崎県都城市上町14街区２号
債務者　野口　博史
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第８２号
宮崎県都城市蔵原町５街区18号　エスポワール都城Ⅲ501
債務者　野口　富弘
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１８８号
愛知県一宮市森本１丁目14番21号　ハイツ森本Ｂ棟2005号
債務者　藤井　　一
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　澄人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１６７号
愛知県一宮市開明字絹屋田12番地１　ＰＵＲＥ　ＥＲＩＮＯ　Ｂ号
債務者　西村　明子（旧姓大曲）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２１６号
愛知県犬山市大字前原字東野畔74番地１
債務者　小川　隆之
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２０１号
福井県あわら市後山第84号９番地
債務者　山崎　正一
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８１６号
名古屋市中村区烏森町３丁目97番地の１　ラポール名幸402号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字堀之内字北二反畑632番地の１　チサンマンション新大治411号
債務者　楠本　勝俊
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　まり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４４６号
札幌市北区新川２条５丁目１番15号　ニューリバーハイツ103号
債務者　根本　匡和
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７０号
札幌市北区北30条西10丁目３番１号　ノースシティ30―203号
債務者　立島　辰生
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９５号
札幌市中央区北９条西16丁目１番地１　クリーンリバー北９条410号
債務者　関　　陽礼
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４７号
札幌市白石区東札幌４条４丁目１番11―306号
債務者　森　　博美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５３号
札幌市北区屯田７条12丁目８番22号
債務者　阿部　寿男
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７０号
札幌市北区新琴似10条14丁目９番１号
債務者　中山　　信
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７２号
札幌市豊平区平岸１条14丁目４番１―303号
債務者　鳥谷部　宙
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部